

公表資料

令和7年5月30日

行政運営改善調査の実施

総務省行政評価局では、行政評価等プログラムに基づき、令和7年5月から以下のテーマについて調査を実施します。

○ 災害時における応急仮設住宅の提供等に関する調査

災害時には、速やかな応急仮設住宅の提供等が求められていることを踏まえ、応急仮設住宅の提供等に関する地方公共団体や民間団体等の取組状況や国の支援等の状況を調査し、その円滑・迅速な提供等に資する方策を検討

(連絡先)

<災害時における応急仮設住宅の提供等に関する調査>

総務省行政評価局評価監視官（農林水産、防衛担当）

担 当：菊池

電 話：03-5253-5439（直通）

<調査全般について>

総務省行政評価局総務課

担 当：合田

電 話：03-5253-5407（直通）

お問合せフォーム：<https://www.soumu.go.jp/form/hyouka/i-hyouka-form.html>

○ 災害時における応急仮設住宅の提供等に関する調査

- 被害想定を踏まえた地方公共団体や民間団体等の取組状況や国の支援状況等を調査し、**応急仮設住宅の円滑・迅速な提供等に資する方策を検討する。**
- 近年、大規模な災害の発生により、被災者の居住環境が損なわれる事態が度々発生しており、**必要な応急仮設住宅（賃貸型応急住宅及び建設型応急住宅）の提供等に時間をおいていることで、被災者は避難所等での避難生活を余儀なくされている。**（建設型応急住宅の全戸完成までに要した期間：東日本大震災約10か月（宮城県）、熊本地震約7か月（熊本県）、能登半島地震約12か月（石川県））
 - 発災が想定されている**首都直下地震や南海トラフ地震では、これまでより多くの応急仮設住宅が必要になると想定**されている。（東日本大震災約12万戸（実績）、首都直下地震最大約94万戸、南海トラフ地震最大約205万戸）
 - 住宅は人々の生活を支える基盤であり、災害により住宅を失った**被災者が一日も早く生活を再建できるよう、速やかな応急仮設住宅の提供等が求められている。**
 - しかしながら、過去の大規模な災害では、賃貸型応急住宅（みなし仮設）の契約手続に時間が掛かったケースや、建設型応急住宅の**建設用地や建設資材の確保などに時間を要し、提供等に時間が掛かった**ケースもみられる。さらに、他の地方公共団体に避難し、応急仮設住宅に入居する場合については、地方公共団体間の役割分担や事務手續が不明確となっていることにより、**相当の時間を要する**おそれがある。

主要調査事項

- 被災者に応急仮設住宅を迅速に提供等するための関係機関等における役割分担の状況、入居手続の検討状況
- 建設型応急住宅の早期建設に向けた事前の準備状況
- 広域的かつ具体的な住宅確保のための取組の検討状況
など

主要調査対象

調査対象機関

内閣府、国土交通省

関連調査等対象機関

都道府県、市区町村、関係団体等

調査実施期間

令和7年5月～8年3月（予定）